**生協コープかごしま　ハウス電子マネー利用約款**

1. 本約款の目的

本約款は、生活協同組合コープかごしま(以下、「当組合」という)が発行する「組合員証」（以下「コープカード」という）に付帯する「ハウス電子マネー（以下、「コープマネー」という）サービス」について規定するものであり、組合員がコープカードを使用してコープマネーを利用するにあたり本約款が適用されるものとします。

1. 定義

本約款における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

1. コープマネーとは、当組合が発行したコープカードに記録される金銭的価値を証するものを言います。
2. コープマネーサービスとは、組合員が当組合に対し、店舗・無店舗における商品等の対価の全部または一部の支払いとして、当組合所定の方法によりコープカードにチャージされたコープマネーを利用することで、当組合から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
3. コープマネー機能とは、コープマネーサービスを受けられる機能のことをいいます。
4. コープマネーチャージ（以下「チャージ」という）とは、４.チャージに定める方法により、組合員がコープカードにコープマネーを加算することをいいます。
5. コープマネー残高とは、組合員が利用可能なコープマネーの金額をいいます。
6. 不正使用等の禁止
7. 組合員はコープカードにサインされた本人および家族のみ使用できるものとし、他人への貸与はできないものとします
8. 組合員は、コープカードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできないものとします。
9. チャージ
10. 組合員は、当組合所定の場所・方法にて、1,000円単位でチャージすることができ、一度のチャージの限度額は99,000円以下とするものとします。
11. 組合員は、1枚のコープカードに対して、コープマネー残高が10万円超となるチャージはできないものとします。
12. コープマネーサービスの利用
13. 組合員は、当組合の店舗レジ、無店舗（生協タブレット）でコープマネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができるものとします。ただし、商品券その他の金券類・チケット・はがき・切手・印紙類・その他一部商品について、利用を制限する場合があります。
14. 一部対象とならない売場があります（移動店舗、委託催事、自販機などのコープマネー対応決済にて精算を行わない売場、直営以外の店舗内テナント）。
15. 共済、保険、利用事業、旅行事業等ではご利用できません。
16. 組合員が当組合の店舗レジ、無店舗（生協タブレット）でコープマネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、コープマネー残高から商品購入または提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
17. 組合員は、当組合の店舗レジ、無店舗（生協タブレット）において、商品等の購入または提供を受け、コープマネーサービスを利用し、コープマネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、組合員はその不足額を支払うものとします。その場合、コープマネーと現金および当組合が定める商品券類の併用はできますが、その他クレジットの併用はできないものとします。
18. 組合員が当組合の店舗レジ、無店舗（生協タブレット）において商品等の購入または提供を受ける場合に利用できるコープカードの枚数は１枚に限ります。
19. 組合員は、コープマネーサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示されるコープマネー残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。或いはコープマネーサービスが提供するＷｅｂサービスに問い合わせる事で確認する事ができます。万一誤りがある場合には、その場で当組合レジまたはサービスカウンターに申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、組合員は、当該コープマネー残高について誤りがないことを了承したものとします。
20. コープマネー残高
21. コープマネー残高は、コープマネーサービス利用時のレシート、レジ、ホームページおよび本約款末尾に記載のお問合せ窓口にて照会することができるものとします。
22. 最後にコープマネーサービスを利用した日および最後にチャージした日は、本約款末尾に記載のお問合せ窓口にて照会することができるものとします。
23. 組合員は、最後にコープマネーサービスを利用した日または最後にチャージした日から３年を経過した場合、自動的にコープマネー残高はゼロとなり、現金の払戻しも行われないものとします。
24. 組合員が生協コープかごしまの脱退または組合員資格を喪失した時点で、コープマネー残高はゼロとなり、現金の払い戻しは行われないものとします。
25. コープマネーの移行

組合員は、当組合が認めた場合を除き、コープマネーを他のコープカードに移行することはできないものとします。

1. コープマネーサービスの利用ができない場合

組合員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、コープマネーをチャージすること、コープマネーサービスを利用すること、ならびにコープマネー残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。

1. 当組合がコープマネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
2. コープカードの破損、または当組合店舗レジの機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合。
3. その他やむを得ない事由のある場合。
4. 脱退およびコープマネーの喪失
5. 組合員は、当組合所定の方法により脱退をすることができるものとします。脱退処理後組合員資格が喪失され、コープマネーサービスの利用ができなくなります。
6. 組合員が次のいずれかに該当する場合、当組合の判断によりコープマネーサービスの利用をできなくするものとします。この場合、当組合は、事前の通知催告を要せず、組合員によるコープマネーの利用を直ちに中止させ、コープマネー残高をゼロとすることができるものとします。
   1. コープカードを偽造または変造もしくは改ざんした場合。
   2. コープカードもしくはコープマネーを不正に使用・利用した場合。
   3. 申込書等に記載した事項が事実と異なる場合（記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当組合に対する変更の届出が合理的な期間内になされない場合を含みます）。
   4. その他、組合員が本約款に違反した場合。
   5. 上記に準ずる行為があり、当組合が組合員として不適格と判断した場合。
7. 前項の場合、組合員であった者は、当組合の指示に従い、コープカードを返却するものとします。
8. 換金等の不可

**『17. コープマネーサービスの終了』**の場合を除き、コープマネーの換金または現金の払戻しはできないものとします。

1. コープカードの破損・汚損・磁気不良時の再発行等

コープカードが再発行された場合、本人の証明を確認の上、当組合所定の方法で照会されたコープマネー残高が再発行されたコープカードに引き継がれるものとします。再発行料は当組合所定の発行料を支払うものとします。

1. コープカードの紛失・盗難等の再発行
2. 紛失・盗難によりコープカードが再発行された場合、当組合によるコープカードの利用停止措置が完了した時点のコープマネー残高は再発行されたコープカードに引き継がれるものとします。
3. 組合員がコープカードの紛失・盗難等を申し出てから当組合による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを組合員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、コープマネー残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当組合は一切の責任を負わないものとします。
4. 組合員が紛失・盗難届出時にコープマネー残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難したコープカードに残ったまま有効期限を過ぎたとしても、当組合は一切の責任を負わないものとします。
5. 紛失・盗難によるコープカード再発行の場合、当組合所定の発行料を支払うものとします。
6. 個人情報の収集・利用

組合員は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、組合員が申込時に当組合に届け出た事項およびコープマネーサービスの利用履歴等の情報（以下「個人情報」という）を、当組合が生協コープかごしま組合員規約に定める「生協コープかごしま個人情報保護方針」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。

1. 生協との紛議

(1)組合員がコープマネービスを利用して購入または提供をうけた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、組合員と生協との間で解決するものとします。

(2)前項の場合においても、組合員は、生協に対し、コープマネーサービスの利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

1. 組合員資金の保全方法

(1)未使用残高の保全について

前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられております。

当組合の組合員資金の保全方法は発行保証金保全契約です。

当組合は㈱鹿児島銀行と発行保証金保全契約を締結しています。

(2)優先弁済  
万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます

1. 約款の変更

当組合は、当組合所定の方法により事前に組合員に対して変更内容を告知することで、本約款を変更することができるものとします。なお、当組合が変更内容を告知した後、組合員がコープカードを利用したとき、または告知以後異議なく1ヶ月経過した時は、変更内容を承諾したものとします。

1. コープマネーサービスの終了
2. 当組合は、次のいずれかの場合には、組合員に対し事前に当組合所定の方法で通知することにより、コープマネーサービスを全面的に終了することができるものとします。  
   　 ① 社会情勢の変化。  
   　 ② 法令の改廃。  
    ③ その他当組合のやむを得ない都合による場合。
3. 前項の場合、法令に基づき、組合員は当組合の定める方法により、コープマネー残高に相当する現金の払戻しを当組合に求めることができるものとします。ただし、当組合が前項の通知を行ってから３年経過した場合には、組合員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。
4. 制限責任

**『8. コープマネーサービスの利用ができない場合』**に定める理由およびその他の理由により、組合員がコープマネーサービスを利用することができないことで当該組合員に生じた損害等について、当組合はその責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当組合の故意または重過失による場合を除きます。なお、当組合の故意または重過失がある場合でも、逸失利益については、当組合はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。

1. 通知の到達

当組合が、組合員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当組合は組合員から届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

1. 業務委託

当組合は、本約款に基づくコープマネーサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

1. 合意管轄裁判所

組合員は、本約款に基づく取引に関して、当組合との間に紛争が生じた場合には、当組合の本部所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

1. お問合せ窓口

コープマネーに関するお問合せは、下記までご連絡ください。

生活協同組合コープかごしま

〒890－0037　鹿児島市広木一丁目１番１号

ＴＥＬ　099－286－1111